

新市基本計画とは

新市基本計画は、合併することによって「どんなまちづくりをするのか」、その実現のために「どんなことをするのか」を住民に示すための計画です。皆野町と秩父市の現況を把握し、合併後の人口の推移や財政状況を踏まえ、合併後の新市におけるまちづくりの将来像を示します。その将来像を実現するために取り組む主要事業や行政サービスおよび財政計画などについて定めます。

この新市基本計画は、合併協議会で協議し作成されます。

財政上の優遇措置

合併特例新法では、合併に伴う障害を取り除くための財政措置として、合併推進債の発行や普通交付税の算定特例などが規定されています。

この財政措置は、合併特例新法の期限内に合併した市町村に適用され、財政基盤の強化が図られます。

なお、財政上の優遇措置については来月号で詳しくお知らせします。

【編入合併と新設合併の比較】

※皆野町と秩父市が合併する場合

		編入合併	新設合併
定義		秩父市が皆野町を編入する。 例) 皆野町 + 秩父市 → 秩父市	皆野町と秩父市で、新たな市を設置する。 例) 皆野町 + 秩父市 → 新しい市
合併市町村の名称		秩父市とする場合が多いが、新たに定めることもできる。	新たに定める。
本庁舎の位置		原則として秩父市役所となる。	新たに定める。
市町村の長		秩父市長はそのまま在任し、皆野町長は失職する。	皆野町長、秩父市長ともに失職し、新たな市長は選挙によって選ばれる。
議会の議員	原則	秩父市の議会の議員はそのまま在任し、皆野町の議会の議員は失職する。	皆野町の議会の議員、秩父市の議会の議員とともに失職し、新たに設置される市の議会の議員は選挙（設置選挙）によって選ばれる。
	特例	皆野町、秩父市の協議により、次の①または②を適用することができる。 ①定数特例 皆野町の区域を選挙区とし、編入合併の特例定数をもって増員選挙をすることができる。 ②在任（任期）特例 皆野町の議会議員は、秩父市の議会の議員の残任期間だけ在任できる。	皆野町、秩父市の協議により、次の①または②を適用することができる。 ①定数特例 設置選挙では、法定定数の2倍までの議員を置くことができる。 ②在任（任期）特例 皆野町および秩父市の議会議員は、新たな市の議会の議員として、最長2年間在任できる。
農業委員会の委員	原則	秩父市の委員はそのまま在任し、皆野町の委員は失職する。	皆野町、秩父市の委員はともに失職し、新たな市における選挙、および市長による選任により選出される。
	特例	皆野町の選挙による委員は、40人までの範囲で秩父市の委員の残任期間だけ在任できる。	皆野町、秩父市の選挙による委員は、10人～80人の範囲で1年以内の間在任できる。
一般職の職員		秩父市の職員はそのまま在任し、皆野町の職員は、全員が秩父市の職員となる。	皆野町、秩父市の職員は、全員が新たな市の職員となる。
条例規則		皆野町の条例・規則はすべて失効し、秩父市の条例・規則が適用されるが、合併協議により、必要な条例・規則の制定、改正などをおこなう。	皆野町、秩父市の条例・規則はすべて失効し、新たな市において制定する。